

通 知
平成 21 年 2 月 2 日

津山市建設工事等登録業者
津山市水道局工事等登録業者 各位

津 山 市 長
津山市水道事業管理者

建設工事に関する入札・契約関係の取り扱い改訂について

最近の経済状況に配慮し、建設工事に関する入札・契約関係について、下記のとおり取り扱いを改訂する。

業者各位においては、変更点を充分留意のうえ、入札・契約に臨みたい。

なお、今回の改訂は、津山市緊急経済・雇用対策本部でも決定され、本日付けで公表されたところである。

記

1 改訂事項

前払金の取扱改訂

従来、前払金は契約額の 3 割以内であったが、4 割以内に変更する。

なお、西日本建設業保証(株)の前払保証を必要とすることは、従前どおりである。

最低制限価格制度の改訂

従来、7 千万円未満の工事については、くじにより 75.1 ~ 85.0 % の 100 通りの率を、予定価格に乗じた金額を最低制限価格としていたが、くじの率を 80.1 ~ 85.0 % の 50 通りの率に変更する。

低入札率調査制度の改訂

従来、7 千万円以上の入札においては、75% 未満の入札率となった場合、落札を保留し、見積内訳書等の審査をした後、落札決定を行っていたが、80% 未満の入札率となった場合に変更する。(調査条件 直接工事費は 75% 以上 85% 以上、他は従前と同様)

2 改訂期日

平成 21 年 2 月 2 日以降に行なう入札(条件付一般競争入札における郵便入札については開札)について、適用する。

【問い合わせ先】

津山市契約監理室(担当:春名、植月) TEL 32-2018
津山市水道局業務課(担当:津高、松田) TEL 32-2104